

山梨県公報

第二百十六号

令和三年

八月二十三日

月 曜 日

目次

- 告示 令和三年度の自衛官募集……………四二七
- 公告 〇落札者の決定について……………四二八
- 〇土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更……………四二八
- 〇公共測量の終了……………四二八

公安委員会

- 〇山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………四二九
- 〇信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………四二九
- 〇高速自動車国道中部横断自動車道等の自動車の通行禁止制限その他の交通規制告示の一部改正……………四三七

告示

山梨県告示第二百三十号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十四条、第百十七条第一項及び第百十八条の規定により、令和三年度自衛官候補生並びに二等陸士、二等海士及び二等空士として採用する自衛官の募集期間、試験期日並びに試験場の名称及び位置を次のとおり告示する。

令和三年八月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 自衛官候補生

募集期間	試験期日	試験場の名称及び位置
令和三年九月九日(木)まで	(一)筆記試験 令和三年九月十七日()	(一)筆記試験 甲府地方合同庁舎 甲府市

二 一般曹候補生(二等陸士・二等海士・二等空士)

募集期間	試験期日	試験場の名称及び位置
令和三年九月六日(月)まで	(一)一次試験(筆記試験) 令和三年九月十七日(金)から同月十九日(日)までの間の指定された	(一)一次試験(筆記試験) 甲府地方合同庁舎 甲府市 丸の内一丁目一番十八号 山梨県立男女共同参画推進
	(二)口述試験及び身体検査 令和三年十月二日(土)又は同月三日(日)のいずれかの指定された日	(二)口述試験及び身体検査 甲府地方合同庁舎 甲府市 丸の内一丁目一番十八号 自衛隊北富士駐屯地 南都留郡忍野村忍草三千九十三番地
	(一)筆記試験(WEB試験) 令和三年十二月六日(水)から同月八日(水)までの間の指定された日(システム障害等が発生した場合は、同月九日(木)) (二)口述試験及び身体検査 令和三年十二月十一日(土)	(一)口述試験及び身体検査 自衛隊北富士駐屯地 南都留郡忍野村忍草三千九十三番地
		自衛隊北富士駐屯地 南都留郡忍野村忍草三千九十三番地

日	センターぴゅあ富士 都留市 中央三丁目九番地三号 (二)二次試験(口述試験及び身体検査) 令和三年十月九日(土) から十七日(日)までの間の指定された日
地	甲府地方合同庁舎 甲府市丸の内一丁目一番十八号 自衛隊北富士駐屯地 南都留郡忍野村忍草三千九十三番地

三 航空学生(二等海士・二等空士)

募集期間	令和三年九月九日(木)まで	試験期日	令和三年九月二十日(月)	試験場の名称及び位置	甲府地方合同庁舎 甲府市丸の内一丁目一番十八号
------	---------------	------	--------------	------------	-------------------------

公 告

● 落札者の決定について
次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和三年八月二十三日

一 落札に係る役務

(一) 名称 総合的行政文書管理システム構築業務

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県総務部行政経営管理課

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 三 落札者を決定した日 令和三年八月六日
- 四 落札者
(一) 名称 日本電気株式会社
(二) 住所 東京都港区芝五丁目七番一号
- 五 落札金額 九千三百五十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 総合評価一般競争入札
- 七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和三年五月十日

● 土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業(農村災害対策整備事業 大明見地区)計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和三年八月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和三年九月二十一日まで
- 三 縦覧場所 富士吉田市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和三年十月六日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和四年二月二十三日まで

● 公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により峡南建設事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年八月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量(航空レーザ測量(地図情報レベル五百))
- 二 測量の地域 身延町及び南部町
- 三 測量の期間 令和三年四月五日から令和三年八月十日まで

公安委員会

山梨県公安委員会規則第八号

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年八月二十三日

山梨県公安委員会

委員長 武田 信彦

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第八条の二の表三の項中「山梨県南巨摩郡身延町波高島字追沢一、三四七番二先」を「山梨県南巨摩郡南部町大字福士字石合二八、三四六番先」に改め、「及び山梨県南巨摩郡南部町大字福士字石合二八、三四六番先から山梨県南巨摩郡南部町中野字根岸三、七六五番先まで」を削る。

附則

この規則は、令和三年八月二十九日から施行する。

山梨県公安委員会告示第九十四号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

令和三年八月二十三日

山梨県公安委員会

委員長 武田 信彦

別表第一

三九七 中巨摩郡昭和町河東中島七二三番地三先（町道と農道との十字路交差点）	築地新居南	令和三年二月一八日 告示第二〇号
--	-------	---------------------

三九七 中巨摩郡昭和町河東中島七二三番地三先（町道と農道との十字路交差点）	築地新居南	令和三年二月一八日 告示第二〇号
--	-------	---------------------

三九八 中央市布施二、三〇〇番地二先（主要地方道甲府市川三郷線と市道との十字路交差点）	中央市役所入口	令和三年八月二三日 告示第九四号
--	---------	---------------------

二一九 葦崎市藤井町北下條二、五三一番地先（主要地方道茅野北杜葦崎線と市道との十字路交差点）	前 葦崎中央公園	令和二年一月一七日 告示第一三〇号
---	----------	----------------------

二一九 葦崎市藤井町北下條二、五三一番地先（主要地方道茅野北杜葦崎線と市道との十字路交差点）	前 葦崎中央公園	令和二年一月一七日 告示第一三〇号
二二〇 葦崎市穂坂町長久保一番地一三先（県道島上条宮久保絵見堂線と農道との十字路交差点）	長久保	令和三年八月二三日 告示第九四号

二、七八一 市道	笛吹市石和町松本一、四四二番地一五先（労働橋南詰交差点）	二 笛吹	令和三年八月二三日 告示第九四号
-------------	------------------------------	------	---------------------

三、一一四 国道四一四号	甲府市酒折二丁目四番一四号先	一 甲府	令和三年八月二三日 告示第九四号
-----------------	----------------	------	---------------------

四、三二〇 主要地方道甲府市川三郷線	中央市布施二、三〇〇番地二先	四 南甲府	令和三年八月二三日 告示第九四号
-----------------------	----------------	-------	---------------------

別表第十の五、一二六の項を次のように改める。

五、一二六	市道	笛吹市石和町駅前一〇番地四先 (労報橋北交差点)	三	笛吹	令和三年八月二三日 告示第九四号
-------	----	-----------------------------	---	----	---------------------

別表第十の五、六三六の項の次に次のように加える。

五、六三七	市道	甲府市山宮町一、二九六番地六一先	一	甲府	令和三年八月二三日 告示第九四号
-------	----	------------------	---	----	---------------------

別表第十四の一、四四六の項を次のように改める。

一、四 四六	市道	中央市白井阿原五七二番地先(町民体育館入口交差点)から中央市下三條八〇七番地二先(東花輪踏切東側交差点)までの両側	一、四一〇	車両(原付・けん引を除く)	四〇	南甲府	令和三年八月二三日 告示第九四号
-----------	----	---	-------	---------------	----	-----	---------------------

別表第十六の二、七一一の項を次のように改める。

二、七一一	国道二〇号上り線側	笛吹市石和町下平井四番地一先(国道二〇号上り線側道との十字路交差点・東進車両)		笛吹	令和三年八月二三日 告示第九四号
-------	-----------	---	--	----	---------------------

別表第十六の二、七二二の項を次のように改める。

二、七二二	国道二〇号上り線側	笛吹市石和町下平井三六九番地一先(国道二〇号上り線側道との十字路交差点・西進車両)		笛吹	令和三年八月二三日 告示第九四号
-------	-----------	---	--	----	---------------------

別表第十六の二、七二三の項を次のように改める。

二、七二三	国道二〇号下り線側	笛吹市石和町下平井一番地一先(国道二〇号下り線側道との十字路交差点・東進車両)		笛吹	令和三年八月二三日 告示第九四号
-------	-----------	---	--	----	---------------------

別表第十六の二、七二四の項を次のように改める。

二、七二四	国道二一	笛吹市石和町中川二一番地三先	一	笛吹	令和三年八月二三日 告示第九四号
-------	------	----------------	---	----	---------------------

	〇号下り線側との十字路交差点・西進車両)				三日 告示第九四号
--	----------------------	--	--	--	--------------

別表第十六の六、〇五三の項を次のように改める。

六、〇五三	削除			南甲府	令和三年八月二三日 告示第九四号
-------	----	--	--	-----	---------------------

別表第十六の七、三三四の項を次のように改める。

七、三三四	削除			南甲府	令和三年八月二三日 告示第九四号
-------	----	--	--	-----	---------------------

別表第十六の一、六〇〇の項を次のように改める。

一、六〇〇	削除			甲斐	令和三年八月二三日 告示第九四号
-------	----	--	--	----	---------------------

別表第十六の一、六九一の項を次のように改める。

一、六九一	削除			甲斐	令和三年八月二三日 告示第九四号
-------	----	--	--	----	---------------------

別表第十六の二、〇六四の項の次に次のように加える。

二、〇六五	市道	中央市布施三、九八六番地先(市道同士の十字路交差点・西進車両)		南甲府	令和三年八月二三日 告示第九四号
二、〇六六	市道	中央市布施三、九九三番地先(市道同士の十字路交差点・東進車両)		南甲府	令和三年八月二三日 告示第九四号
二、〇六七	市道	中央市布施四、〇四〇番地二先(市道同士の丁字路交差点・東進車両)		南甲府	令和三年八月二三日 告示第九四号
二、〇六八	町道	南巨摩郡南部町福士二、七〇〇番地九先(県道高瀬福士線と町道との丁字路交差点・東進車両)		南部	令和三年八月二三日 告示第九四号

一一、〇六九	市道	山梨市三ヶ所五九番地先(市道同士の十字路交差点・西進車両)	日下部	令和三年八月二三日 告示第九四号
一一、〇七〇	村道	南都留郡忍野村忍草二、八一一番地一先(鐘山橋東詰丁字路交差点・南進車両)	富士吉田	令和三年八月二三日 告示第九四号

別表第十七の一、二〇一の項を次のように改める。

一、二〇一	市道	中央市白井阿原五七二番地先(町民体育館入口交差点)から中央市三条(中央市下三條東七番地二先(花輪踏切東側交差点)までの両側	南甲府	令和三年八月二三日 告示第九四号
一、四一〇	車両			
	終日			

別表第二十三の一の項を次のように改める。

一	国道五五号	甲府市中央一丁目(歩道橋北側)から北へ三〇メートル(五間、東へ三〇メートル(メ間、北へ三〇メートル(西へ三〇メートル(ト区間)	甲府	令和三年八月二三日 告示第九四号
三				
		同区間		
		北進		
		東進		
		南進		
		両進		
			甲府	

別表第二十三の八の項を次のように改める。

八	廃止		甲府	令和三年八月二三日
---	----	--	----	-----------

別表第二十三の九の項を次のように改める。

九	県道甲斐線	甲府市丸の内二丁目(甲府中央駅前)から先(甲府中央駅前)まで(二丁目交差点)の交差点	甲府	令和三年八月二三日 告示第九四号
		上各下		
		同区間		
		甲府警署前		
		車両		
		甲府		

別表第二十三の一二の項を次のように改める。

一二	廃止		甲府	令和三年八月二三日 告示第九四号
----	----	--	----	---------------------

別表第二十三の一三の項を次のように改める。

一三	廃止		甲府	令和三年八月二三日 告示第九四号
----	----	--	----	---------------------

別表第二十三の一六の項を次のように改める。

一六	廃止		甲府	令和三年八月二三日 告示第九四号
----	----	--	----	---------------------

別表第二十三の二三の項を次のように改める。

二三	国道二二号	甲府市本町四丁目(竜王交差点)から先(甲府市本町四丁目交差点)まで(二丁目交差点)の交差点	甲府	令和三年八月二三日 告示第九四号
		上各下		
		同区間		
		甲府警署前		
		車両		
		甲府		

二、二六二番
 柏尾の交番
 先
 まで
 (点)

が
 差
 る
 点
 は
 三
 点
 交
 差

標
 示
 方
 向
 進
 行
 に
 別
 行
 し
 よ
 区
 分
 等

交⑨ルメ各上差河⑧ト〇線 交南⑦ト〇線 交⑥ルメ各上差入等昭⑤ 一三下点一新④ト五線 交校東③ト五線 交神②
 差上 一五下点原中ルメ各上差入市ルメ各上差国 一三下点口学和甲 一ト五線 交田富ルメ各上差入小竜ルメ各上差社山
 点町 ト〇線 交小 一五下点口場 一五下点母 ト五線 交校高府 ルメ各上差第竹 一三下点口学王 一三下点北縣

一五下点二⑬ト〇り点原⑮ 一三上差原⑭ 一三下点橋⑬ト五線 交⑫ト〇線 交⑪ト五り及 一五上差入ツス⑩ト五線
 ト〇線 交向ルメ線 交上 ト五り点西上 ト五線 交西ルメ各上差蓬ルメ各上差増ルメ線 びト〇り点口公ポ小ルメ各上
 ルメ各上差町 一五下差阿 ルメ線 交阿 ルメ各上差高 一三下点沢 一五下点坪 一三下ルメ線 交園 一瀬 一三下

交校昭②③区ト○りか点原②②ルメ各上差橋②①ルメ各上差市②①ト○り及①五下ルメ線交市①⑨ト○り及①三下ルメ線交①⑧ト五線交①⑦
 差入和甲間ルメ線ら東交上①ト○り及①三下点西石①ト○り及①三下点場四ト○り及①三上差場四ト○り及①四上差広ルメ各上差向
 点口高府の①五上側差阿ト○線交和ト五線交日ルメ線びト五り点西日ルメ線びト○り点瀬①ト三下点町

別表第二十三の三三の項を次のように改める。

	三三三
	線ル府方主 ブ南道要 スア甲地
で○差イ番在南交グ三丁甲 のメ点ン地家ア差ラ号目府 区①タ先塚ル点ン先一市 間ト西①(五ブ)ド(六塩 ル方西白八スカ入総番部 ま三交根七市ら口合一三	
四又は差るの車付した二線上 (は三点交あ線加`だ(各下	
る分通方た示に標でたで標`の同 。に行向進さよ示道区示示道う区 よ区別行れり等路間し等路ち間	
点同差園り③間ルメ各上点同差C昭②区ト○りか交点北① か交点東幼か`の①三下か交点西和甲間ルメへら差(交西 ら差(交稚お 区ト○線ら差(交I府)の①三北点同差条	
	車 両
	甲スル南府南甲 斐 プア 甲府
	告二令 示三和 第日三 九三 四八 号四 月

	間ルメ線ら東交②⑤間ルメ線ら西交②④間ルメ線ら西 の①六上側差国 の①四下側差国 の①三下側 区ト○りか点母 区ト○りか点母 区ト○りか

別表第三三の四八の項の次に次のように加える。

	間ルメ各上点同差幡⑦の1三下か交点前公幡⑥の1三下か交点間⑤区ト〇線ら差(交南④間ルメ各上)の1三下か交点南西 区ト〇線ら差(交民三下 区ト〇線ら差(交東間ルメ各上点同差小竜)の1三下)区ト〇線ら差(交八 間ルメ各上点同差館区八 間ルメ各上点同差冷)の1三下か交点南王 区ト〇線

四九 国道三 甲府市相生一 三 同区間 北進 甲府 令和三年八月

五二	五一	五〇	五八号
市二国道 道号五	二国道 号五	大府方主 門市道要 線川甲地	
ル方メか口先目甲 、三1ら東(二府 北〇ト東交光四市 方メル方差雲番宝 三1、三点寺七二 〇ト西〇)入号丁	1ら北民一三 ト東交文四丁府 ル方差化号目市 の三点ホ先二丸 区〇1(七の 間メカル県番内	間メか北号丁甲 1ら詰先目府 ト南交(一市 ル方差飯八相 の七点豊番生 区〇)橋一二	の三点夕健号丁 区〇)1康先目 間メか入支(九 1ら口援甲番 ト南交セ府一 ル方差ン市七
三	三	三	
標、区示標、の同 示道間し示道う区 に路でたで路ち間	よ区别行しよ標、区示標、の同 る分通方たり示道間し示道う区 。に行向進示に路でたで路ち間	よ区别行しよ標、区示標、の同 る分通方たり示道間し示道う区 。に行向進示に路でたで路ち間	よ区别行しよ標、区示標、の る分通方たり示道間し示道う 。に行向進示に路でたで路ち
車南進、西 両進、東進	車西 両進	車北 両進	車 両
甲府	甲府	甲府	
告示第 二三 九四号 令 和 三 年 八 月	告示第 二三 九四号 令 和 三 年 八 月	告示第 二三 九四号 令 和 三 年 八 月	告示第 二三 九四号 令 和 三 年 八 月

	五五		五四		五三	
	市一国道 道一四号		線府方主 山道要 梨甲地		市道	
一丁目 交差	一丁目 交差	一丁目 交差	一丁目 交差	一丁目 交差	一丁目 交差	一丁目 交差
～は差 るの車 付した 二線 上三 点交 あ線 加だ 各下	～は差 るの車 付した 二線 上三 点交 あ線 加だ 各下	～は差 るの車 付した 二線 上三 点交 あ線 加だ 各下	～は差 るの車 付した 二線 上三 点交 あ線 加だ 各下	～は差 るの車 付した 二線 上三 点交 あ線 加だ 各下	～は差 るの車 付した 二線 上三 点交 あ線 加だ 各下	～は差 るの車 付した 二線 上三 点交 あ線 加だ 各下
よ区別 行し よ標 `区 示標 `の 同 る 分通 方 た り 示 道 間 し 示 道 う 区 。 に 行 向 進 示 に 路 で た で 路 ち 間	よ区別 行し よ標 `区 示標 `の 同 る 分通 方 た り 示 道 間 し 示 道 う 区 。 に 行 向 進 示 に 路 で た で 路 ち 間	よ区別 行し よ標 `区 示標 `の 同 る 分通 方 た り 示 道 間 し 示 道 う 区 。 に 行 向 進 示 に 路 で た で 路 ち 間	よ区別 行し よ標 `区 示標 `の 同 る 分通 方 た り 示 道 間 し 示 道 う 区 。 に 行 向 進 示 に 路 で た で 路 ち 間	よ区別 行し よ標 `区 示標 `の 同 る 分通 方 た り 示 道 間 し 示 道 う 区 。 に 行 向 進 示 に 路 で た で 路 ち 間	よ区別 行し よ標 `区 示標 `の 同 る 分通 方 た り 示 道 間 し 示 道 う 区 。 に 行 向 進 示 に 路 で た で 路 ち 間	よ区別 行し よ標 `区 示標 `の 同 る 分通 方 た り 示 道 間 し 示 道 う 区 。 に 行 向 進 示 に 路 で た で 路 ち 間
	車 両		車 北 両 進		車 両	
	府南 甲		甲 府		甲 斐 府	
	告 示 第 九 四 号		告 示 第 九 四 号		告 示 第 九 四 号	
	令 和 三 年 八 月		令 和 三 年 八 月		令 和 三 年 八 月	

五九	五八	五七	五六	
環新 状山 道梨	五国 八道 号三	五国 八道 号三	湖府 線精 進道 甲	
、中 二六 市成 二番 島地 一	ル方メ ら一先 二北交 九府 市○市 区○ト 方差 南番 下 メ ル一 四 ト南 ○か 北一 根	ト西○ ル方メ の三 区○ト 区○ト 間メル ト 一、 三 点	ル方差 の一点 区五 メ カ 一 ら 北 交 地 口	一、三 点 ト南 ○ ル方 メ カ の三 一 ら 区○ ト北 間メル 方
三	三線 上 各 下	三線 上 各 下	三	
の同 う区 ち間	よ区別 行し よ標 `区 示標 `の 同 る 分通 方 た り 示 道 間 し 示 道 う 区 。 に 行 向 進 示 に 路 で た で 路 ち 間	よ区別 行し よ標 `区 示標 `の 同 る 分通 方 た り 示 道 間 し 示 道 う 区 。 に 行 向 進 示 に 路 で た で 路 ち 間	よ区別 行し よ標 `区 示標 `の 同 る 分通 方 た り 示 道 間 し 示 道 う 区 。 に 行 向 進 示 に 路 で た で 路 ち 間	よ区別 行し よ標 `区 示標 `の 同 る 分通 方 た り 示 道 間 し 示 道 う 区 。 に 行 向 進 示 に 路 で た で 路 ち 間
車西 両進	両進 、南 車北 進	両進 、東 車西 進	車南 両進	
府南 甲	府南 甲	府南 甲	府南 甲	
二 三 三 日	告 示 第 九 四 号	告 示 第 九 四 号	告 示 第 九 四 号	
令 和 三 年 八 月	令 和 三 年 八 月	令 和 三 年 八 月	令 和 三 年 八 月	

六二	六二	六〇	
中ル崎方主 央ブ南道要 線スア韭地	線右府方主 左中道要 口央甲地	四国 〇道 号一	道り路 線外 側回
区〇～原六藤南 間メか橋番田ア ト東交先、プ ル方差（一ス の五点浅五市	のメ点下六西ル方町地二甲 区1～条番下か五交八、府 間ト東町地条ら〇差先一市 ル方中先町甲メ点～九大 ま五交（七府1～大二津 で〇差西九市ト東津番町	間メか南地一中央 ト西交（二市 ル方差桃九大 の三点林二田 区〇）橋番和	の三点央一 区〇～ラ先 間メかン（玉 ト東交中 ル方差中
三	～は差るの車付した二下各 三点交あ線加、だ、線上	三	
よ標、区示標、の同 り示道間し示道う区 示に路でたで路ち間	よ区別行しよ標、区示標、の同 る分通方たり示道間し示道う区 。に行向進示に路でたで路ち間	よ区別行しよ標、区示標、の同 る分通方たり示道間し示道う区 。に行向進示に路でたで路ち間	よ区別行しよ標、区示標、の同 る分通方たり示道間し示道 。に行向進示に路でたで路
車西 両進	車 両	車東 両進	
スル南 プア	府南 甲	府南 甲	
告二令 示三和 第九日 四号	告二令 示三和 第九日 四号	告二令 示三和 第九日 四号	告 示 第 九 四 号

六六	六五	六四	六三
国道一	四国 一 道 号一	線府方主 韭道要 崎甲地	中ル崎方主 央ブ南道要 線スア韭地
北杜市高根町	間メか見五駒韭 ト北交地二市、藤 の二点、七井 区〇）絵一町	区〇～橋一丁韭 間メか北号目崎 ト北交（一本 ル方差船番町 の三点山九三	ル方西ア番場ブル方口ル地吉南 ま三交ル地一スか三交プ二田ア で〇差プ一、市ら〇差ス先六ル のメ点ス先五十南メ点I（一 区1～I（二日ア1～C南六ス 間ト西C南二市ルト東入ア番市
三	三	三	四又は差るの車付した二線上 は三点交あ線加、だ、各下
同区間	よ区別行しよ標、区示標、の同 る分通方たり示道間し示道う区 。に行向進示に路でたで路ち間	よ区別行しよ標、区示標、の同 る分通方たり示道間し示道う区 。に行向進示に路でたで路ち間	よ区別行しよ標、区示標、の同 る分通方たり示道間し示道う区 。に行向進示に路でたで路ち間
北進	車南 両進	車南 両進	車 両
北杜	甲斐	甲斐	スル南 プア
令和三年八月	告二令 示三和 第九日 四号	告二令 示三和 第九日 四号	告二令 示三和 第九日 四号

六九	三八	六七	四一
三九道一	三七道一	スア士方主 線ル川道要 プ南富地	
五吉点イ先一吉富 丁田)バ(六番東七田士 目市か(富番二七田市 六富ら南土二〇丁市上 番士交交見〇号目上 六見土差バ号	ま若〇町ら井〇坪笛 で宮番上笛交番井吹 の交地黒吹差地二市 区差一駒市点先、一宮 間(点先七御)(坂か坪〇	間メか大二三川南 一ら柵番町巨 ト東交地大柵摩 ル方差一柵郡富 の二点先二二富 区〇)(五士	ら里五清 ト南交番里 ル方差地三、 の二点先(五 区〇)か(四 間メか清
が車付した二線上 あ線加`だ(各下	は差るが車付した二線上 三点交あ線加`だ(各下	三	
標`区示標`の同 示道間し示道う区 に路でたで路ち間	よ区別行しよ標`区示標`の同 る分通方たり示道間し示道う区 。に行向進示に路でたで路ち間	よ区別行しよ標`区示標`の同 る分通方たり示道間し示道う区 。に行向進示に路でたで路ち間	よ区別行しよ標`区示標`の同 る分通方たり示道間し示道う区 。に行向進示に路でたで路ち間
車両	車両	車西 両進	車両
吉富 田士	笛 吹	鰍 沢	
告 示 第 九 四 号	令 和 三 年 八 月 二 三 日 告 示 第 九 四 号	令 和 三 年 八 月 二 三 日 告 示 第 九 四 号	二 三 日 告 示 第 九 四 号

山梨県公安委員会告示第九十五号

高速自動車国道中部横断自動車道等の自動車の通行の禁止制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十五号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

令和三年八月二十三日

山梨県公安委員会

委員長 武田信彦

別表第一の一六七の項の次に次のように加える。

七一	七〇		
市吉野中 道田富湖 線士忍山	三九道一		
会一八九ヶ富交四吉富 ま館号八丘士差お番田士吉 で西先番一吉点茶一六丁田市 の交(市二目か町号八丁市下 区差(市二八竜ら東先二 間(点民二	間(点八鳴か上〇吉富 大三沢ら宿番田士吉 ま田番村南交八六田士吉 で和地三都差号八六田市 の交一、留点先目市上 区差先六郡)(一	区差バ号 間(点イ先 ま(富 で北士 の交見	
は差るの車付した二線上 三点交あ線加`だ(各下	は差るの車付した二線上 三点交あ線加`だ(各下	は差る 三点交	
よ区別行しよ標`区示標`の同 る分通方たり示道間し示道う区 。に行向進示に路でたで路ち間	よ区別行しよ標`区示標`の同 る分通方たり示道間し示道う区 。に行向進示に路でたで路ち間	よ区別行しよ る分通方たり 。に行向進示	
車両	車両		
吉富 田士	吉富 田士		
令 和 三 年 八 月 二 三 日 告 示 第 九 四 号	令 和 三 年 八 月 二 三 日 告 示 第 九 四 号		

一六八	中部横断自動車線 入身車道 ラチ延山(上) ンチェン ンジン プ)	南部巨摩郡身延町和川 五七六番地二六先 五七六番地七八先 三五六番地五七メ 一ト	自動車 終日 高速 令和三年八月 二三日 告示第九五号
一六九	中部横断自動車線 出身車道 ラチ延山(上) ンチェン ンジン プ)	南部巨摩郡身延町和川 五七六番地一六五先 五七六番地二七先 三五六番地二六メ 一ト	自動車 終日 高速 令和三年八月 二三日 告示第九五号
一七〇	中部横断自動車線 入身車道 ラチ延山(下) ンチェン ンジン プ)	南部巨摩郡身延町和川 五七六番地二五先 五七六番地七二先 一四二番地二五メ 一ト	自動車 終日 高速 令和三年八月 二三日 告示第九五号
一七一	中部横断自動車線 出身車道 ラチ延山(下) ンチェン ンジン プ)	南部巨摩郡身延町和川 五七六番地七先 五七六番地二五先 二五〇番地二五メ 一ト	自動車 終日 高速 令和三年八月 二三日 告示第九五号

別表第二の一の二四五の項の次に次のように加える。

二四六	南部巨摩郡身延町和川 七五七番地先七六 上り線本七と 上り線身延山 インタ合流部	川下部温泉早川 チエンジカ ラチ部 ジ方チエン	自動車 終日 高速 令和三年八月 二三日 告示第九五号
二四七	南部巨摩郡身延町和川 七五七番地先七六 上り線身延山 インタ合流部	身延山チエン ジ方チエン ヘ	自動車 終日 高速 令和三年八月 二三日 告示第九五号

二四八	南部巨摩郡身延町和川 一チエン から早川下部温 泉 ジ方チエン	自動車 終日 高速 令和三年八月 二三日 告示第九五号
二四九	南部巨摩郡身延町和川 身延山チエン ジ方チエン 温泉早川下部 ンタチエン	自動車 終日 高速 令和三年八月 二三日 告示第九五号
二五〇	南部巨摩郡身延町和川 本線から県道 道方向へ	自動車 終日 高速 令和三年八月 二三日 告示第九五号
二五一	南部巨摩郡身延町和川 本線から県道 道方向へ	自動車 終日 高速 令和三年八月 二三日 告示第九五号

別表第三の一四の項及び一九五の項を次のように改める。

一九四	中部横断自動車道 南巨摩郡富士川町青柳町三、一五六番地南	三六、 一〇、 七〇、 七〇、 高速 令和三年八月 二三日 告示第九五
-----	---------------------------------	--

一九五	中部横断 自動車道	南巨摩郡南部町富士 一、〇四六番地二先 から南巨摩郡富士川 町青柳町字内河原先 までの下り線	南巨摩郡南部町富士 一、〇四六番地二先 から南巨摩郡富士川 町青柳町字内河原先 までの下り線	部町富士一、〇四六 番地二先までの上り 線	ル	自動 車	七〇、 三八五 メ ル	常時、 象徴的 な五等 メキル と毎時 〇〇分 と	高速	令和三年八月 二十三日 告示第九五
-----	--------------	--	--	-----------------------------	---	---------	----------------------	---	----	-------------------------

別表第三の二四〇の項及び二四一の項を次のように改める。

二四〇	削除								高速	令和三年八月 二十三日 告示第九五
二四一	削除								高速	令和三年八月 二十三日 告示第九五

別表第三の二五三の項の次に次のように加える。

二五四	中部横断 自動車道	南巨摩郡身延町和田 五七六番地二先 から南巨摩郡身延町 田五七六番地七先 までの上り線	南巨摩郡身延町和田 五七六番地二先 から南巨摩郡身延町 田五七六番地七先 までの上り線		三、五、 一、五、 ト メ ル	自動 車	三〇		高速	令和三年八月 二十三日 告示第九五
-----	--------------	---	---	--	-----------------------------	---------	----	--	----	-------------------------

二五五	中部横断 自動車道	南巨摩郡身延町和田 五七六番地二先 から南巨摩郡身延町 田五七六番地七先 までの上り線	南巨摩郡身延町和田 五七六番地二先 から南巨摩郡身延町 田五七六番地七先 までの上り線	入ランプ)	三、四、 ト メ ル	自動 車	三〇		高速	令和三年八月 二十三日 告示第九五
二五六	中部横断 自動車道	南巨摩郡身延町和田 五七六番地二先 から南巨摩郡身延町 田五七六番地七先 までの上り線	南巨摩郡身延町和田 五七六番地二先 から南巨摩郡身延町 田五七六番地七先 までの上り線		一、四、 ト メ ル	自動 車	三〇		高速	令和三年八月 二十三日 告示第九五
二五七	中部横断 自動車道	南巨摩郡身延町和田 五七六番地二先 から南巨摩郡身延町 田五七六番地七先 までの上り線	南巨摩郡身延町和田 五七六番地二先 から南巨摩郡身延町 田五七六番地七先 までの上り線	入ランプ)	二、五、 ト メ ル	自動 車	三〇		高速	令和三年八月 二十三日 告示第九五

別表第四の八の項を次のように改める。

八	中部横断 自動車道	南巨摩郡身延町和田 五七六番地二先 から南巨摩郡身延町 田五七六番地七先 までの上り線	南巨摩郡身延町和田 五七六番地二先 から南巨摩郡身延町 田五七六番地七先 までの上り線		七、七、 〇、八 ト メ ル	自動 車	終日		高速	令和三年八月 二十三日 告示第九五
---	--------------	---	---	--	----------------------------	---------	----	--	----	-------------------------

別表第四の一〇の項から一六の項までを次のように改める。

一〇	中部横断 自動車道	南巨摩郡身延町和田 五七六番地二先 から南巨摩郡身延町 田五七六番地七先 までの上り線	南巨摩郡身延町和田 五七六番地二先 から南巨摩郡身延町 田五七六番地七先 までの上り線		一、五、 〇、四 ト メ ル	自動 車	終日		高速	令和三年八月 二十三日 告示第九五
一一	中部横断 自動車道	南巨摩郡身延町和田 五七六番地二先 から南巨摩郡身延町 田五七六番地七先 までの上り線	南巨摩郡身延町和田 五七六番地二先 から南巨摩郡身延町 田五七六番地七先 までの上り線		二、四、 九、〇 ト メ ル	自動 車	終日		高速	令和三年八月 二十三日 告示第九五

二〇	削除						町青柳町三、一七三番地一先富士川本線(料金をロードの側設置(ワイヤードープ設置を除く。))	ル				号
一四	削除	中部横断自動車道	南巨摩郡南部町富士八、三、四、六番地先	五、八、九	自動車	終日	高速	令和三年八月二十三日	号	告示第九五		
一五	削除	中部横断自動車道	南巨摩郡南部町富士八〇一、二、三、四番地先	四、七	自動車	終日	高速	令和三年八月二十三日	号	告示第九五		
一六	削除	中部横断自動車道	南巨摩郡南部町富士八〇一、二、三、四番地先	四、七	自動車	終日	高速	令和三年八月二十三日	号	告示第九五		
一一	削除											
一二	削除											
一三	削除											
一四	削除											
一五	削除											
一六	削除											

別表第四の二〇の項から二二の項までを次のように改める。

別表第十二の五の項の次に次のように加える。

二二	削除											
六	南巨摩郡身延町和田五七六番地二六先	中部横断自動車道身延山インターチェンジ	令和三年八月二十三日	号	告示第九五							